

令和4年9月7日

青森県教育委員会第884回定例会

期 日 令和4年9月7日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果
について 1
- 3 議 案
 - 議案第1号 令和4年度青森県教育委員会の事務の点検
及び評価に関する報告書について 3
 - 議案第2号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について ... 4
- 4 その他
 - 県立高等学校教育改革に係る件について 5
- 5 閉 会

報告第1号

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について

教科に関する調査について

本県の公立小・中学校の児童・生徒の学力の状況は、全ての教科で、平均正答率が全国平均を上回るか同程度であり、概ね良好な状況にある。

	令和4年度	
	平均正答率(%)	
	青森県(公立)	全国(公立)
小学校国語(知識・活用)	68	65.6
小学校算数(知識・活用)	63	63.2
小学校理科(知識・活用)	66	63.3
中学校国語(知識・活用)	69	69.0
中学校数学(知識・活用)	52	51.4
中学校理科(知識・活用)	49	49.3

(調査結果の取扱いについて)

文部科学省は実施要領で、「調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」としており、本県も同様の考えで取り扱う。

また、文部科学省は、「細かい桁における微少な差異は学力面で実質的な違いを示すものではないと考えられることから、都道府県別の平均正答率は整数値で公表」としているため、本県も整数値で公表する。

質問紙調査について

	質問事項数	5ポイント以上高い	5ポイント以上低い
小学校	69	13	0
中学校	69	19	1

(調査問題の解答時間に係る問6問を除く)。

以下の表の数値は、「している」「どちらかといえばしている」又は「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」等の合計で、()内は全国平均との差である。

(1) 小学校

①全国平均より5ポイント以上高い上位質問事項

質問事項	令和4年度調査	過年度調査
理科の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか	77.3% (+9.4)	③75.5% (+10.8)
土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む） ※1時間以上の割合	64.8% (+8.7)	③71.1% (+10.1)
国語の学習は好きですか	67.3% (+8.1)	③66.7% (+0.6)
理科の学習は好きですか	87.6% (+7.9)	③91.9% (+8.4)
あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか	80.7% (+7.2)	③80.8% (+7.4)

※過年度調査欄の○数字は、同様の質問が出された直近の年度である（以下、同様）。

②全国平均より5ポイント以上低い質問事項

なし

(2) 中学校

①全国平均より5ポイント以上高い上位質問事項

質問事項	令和4年度調査	過年度調査
理科の勉強は好きですか	76.5% (+10.1)	③71.5% (+8.6)
理科の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか	61.9% (+9.2)	③53.0% (+7.6)
理科の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか	70.6% (+9.1)	③62.8% (+7.1)
将来の夢や希望を持っていますか	75.7% (+8.4)	③75.9% (+7.3)
国語の勉強は好きですか	69.9% (+8.0)	③68.9% (+8.1)

※過年度調査欄の○数字は、同様の質問が出された直近の年度である（以下、同様）。

②全国平均より5ポイント以上低い質問事項

質問事項	令和4年度調査	過年度調査
学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）（※「2時間以上」の割合）	21.9% (-13.3)	③27.6% (-14.2)

議案第 1 号

令和 4 年度青森県教育委員会の事務の点検及び 評価に関する報告書について

令和 4 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を、
別冊のとおり作成する。

議案第 2 号

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事を次のとおり行う。

須藤 弘敏

青森県文化財保護審議会臨時委員を委嘱する

任期は令和 4 年 9 月 8 日から絹本著色阿弥陀如来像及び目名不動院熊野権現絵巻に関する調査審議が終了する日までとする

笹森 建英

青森県文化財保護審議会臨時委員を委嘱する

任期は令和 4 年 9 月 8 日から根笹派大音笹流錦風流尺八保持者追加認定に関する調査審議が終了する日までとする

令和 4 年 9 月 8 日

青森県教育委員会

[その他]

県立高等学校教育改革に係る件について

1 「青森県立高等学校「地域校」の基本方針に係る猶予期間の設定等を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県西津軽郡鱚ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地
- ・提出者氏名 地域校立地町村連絡協議会会長 平田 衛 外3名
- ・受理年月日 令和4年8月5日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 殿

青森県立高等学校「地域校」の基本方針に係る
猶予期間の設定等を求める要望書

☆地域校対象高校の校訓等

◇鱒ヶ沢高校 【校訓】 自律・進取・和協

◇三戸高校 【綱領】（※校訓と一本化）

高きを仰ぎ・広きを知り・深きを探る

※校訓…学校が定めている教育に関する目標や方針 / ※綱領…物事の最も大切なところ。要点。眼目。

◇大間高校 【校訓】 敬愛・自啓・健康

◇六ヶ所高校 【校訓】 創造・自律・勤勉

地域校立地町村連絡協議会



青森県立高等学校「地域校」の基本方針に係る猶予期間の設定等を求める要望書

青森県教育委員会では、令和5年度からの青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画における地域校について、大間高等学校及び六ヶ所高等学校は継続して、また鱒ヶ沢高等学校及び三戸高等学校は新規で指定することで決定しました。

地域校となる高等学校が立地する4つの町村では、地元の高校の存続を強く願いつつ、将来を担う若者の人材育成及び地域振興を掲げ、それぞれの自治体が近隣町村との広域連携を図り、地域校活性化協議会による学校の魅力化推進と全国募集などに取り組んでおります。

しかしながら、活性化対策に取り組む期間とその検証、また実施から見出される課題解決のために、地域校に与えられた2年間という期間はあまりに短く、着実に成果を出すためには対象期間の延長が望まれます。

また、各町村で独自の支援策を講じておりますが、何分にも町村のみの支援では力不足な感は否めず、県による積極的な各種支援を賜りたいと存じます。

つきましては、下記3項目についてご配慮賜りますよう要望いたします。

1 猶予期間の設定

基本方針においては、『(1)入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級を減とする。(2)募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、当該高校の所在する市町村等と、通学が困難となる生徒の通学等について協議する。』とありますが、地域校活性化協議会の設置または全国募集で高校の活性化に取り組んでいる地域校については、当要件の対象期間を第2期実施計画期間中の5年間は猶予していただきたく要望します。

2 県独自の財政支援

それぞれの対象校における活性化対策を効果的かつ円滑に実施するために、各町村では独自に財政支援を行っていますが、各町村のみでは支援にも限りがあることから、活性化策に対する県独自の財政支援を要望します。

3 県教委の支援・連携強化

現在、各高校の活性化協議会には、県教育委員会担当職員をオブザーバーとして配置し、各種助言及び相談への対応をしていただいております。

しかし、地域校に与えられた期間で一定の成果を示し、高校及び当該地域を活性化させるためには、県教育委員会からのこれまで以上の支援と即効性のある様々な提案が必要であり、オブザーバーのより積極的な関りを要望します。

令和4年8月5日

地域校立地町村連絡協議会

会 長 鱒ヶ沢町長

平田 衛

理 事 三戸町長

松尾 和彦

理 事 大間町長

野崎 尚文

理 事 六ヶ所村長

戸 田 衛

参 考 資 料

第 8 8 4 回定例会（令和 4 年 9 月）

- 議案第 2 号
青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

P 1 ~ P 3

(ふりがな) 氏 名	すどう ひろとし 須藤 弘敏
略 歴	
昭和53年	東北大学大学院博士前期課程修了後、同学部助手
昭和57年	弘前大学人文学部講師
昭和61年	同大学助教授、県文化財保護審議会委員就任
平成11年	同大学教授
平成18年	県文化財保護審議会委員退任
平成31年	弘前大学人文学部教授退官
令和元年	弘前大学名誉教授 文化庁文化審議会第一専門調査会委員

(ふりがな) 氏 名	ささもり たけふさ 笹森 建英
略 歴	
昭和44年	ハワイ大学大学院卒業
昭和51年	弘前大学教育学部助教授
昭和54年	県文化財保護審議会委員就任
昭和62年	弘前大学教育学部教授
平成8年	同職退官
平成11年	弘前学院大学教授
平成18年	県文化財保護審議会委員退任
平成23年	弘前学院大学特任教授
平成26年	同大学客員教授

青森県文化財保護審議会委員

令和4年4月9日～令和6年4月8日

	担当分野	氏 名	現職	委嘱年	在任期間
1	県重宝	建造物	おかだ しゅんじ 岡田 俊治	弘前工業高等学校教諭 (再任用)	平成 28 6
2		建造物	さいとう まさと 斎藤 政人	アレック情報ビジネス学院 建築科非常勤講師	平成 30 4
3		美術工芸品 (工芸品)	いしかわ よしろう 石川 善朗	弘前大学教育学部非常勤講師	平成 24 10
4		美術工芸品 (絵画)	やまだ やすこ 山田 泰子	八戸市美術館美術専門監	平成 30 4
5		考古資料	かみじょう のぶひこ 上條 信彦	弘前大学人文社会科学部教授	令和 4 0
6		歴史資料	たきもと ひさふみ 瀧本 壽史	弘前大学教育推進機構 キャリアセンター特任教授	令和 4 0
7		歴史資料	ふじた としお 藤田 俊雄	元八戸市立図書館長	平成 24 10
8	技芸	音楽	しもだ ゆうじ 下田 雄次	弘前大学非常勤講師	令和 2 2
9	民俗文化財	有形・無形	はやま しげる 葉山 茂	弘前大学人文社会科学部 准教授	令和 4 0
10			やまだ いつこ 山田 巖子	弘前大学人文社会科学部教授	平成 15 19
11	記念物	史跡	おかだ やすひろ 岡田 康博	三内丸山遺跡センター一所长	令和 4 0
12		名勝	ひょうどう かつゆき 兵藤 勝幸	藤崎造園代表	平成 30 4
13		動物	おかだ あゆみ 岡田 あゆみ	北里大学獣医学部教授	令和 2 2
14		植物	やまぎし ひろき 山岸 洋貴	弘前大学農学生命科学部 准教授	平成 30 4
15	学校教育		しばた まりこ 柴田 眞理子	元青森戸山高等学校長	平成 26 8

青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

（地方文化財保護審議会）

- 第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
 - 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
 - 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

青森県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月 22 日青森県条例第 44 号）

（設置）

- 第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 190 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委嘱又は任命）

- 第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

- 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。